

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

04

2022

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。コロナ禍ではありますが、心も新たになんぼっていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



簡易記載による申告・納付期限延長～4月15日まで～

- ◆就業規則を変更した場合の届出に係る適切な手続
- ◆産業別にみる新卒者の給与データ
- ◆情報セキュリティ10大脅威と被害の状況

簡易記載による申告・納付 期限延長 ～4月15日まで～

オミクロン株による感染急拡大に伴い申告等が困難となった方に向けて、簡易な記載による方法での申告・納付期限の延長措置が令和4年(2022年)2月3日に発表されました。

延長措置の概要

オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大していることで、法定期限内に申告や納税(以下、申告等)をすることが困難となるケースが想定されます。これを鑑み、令和4年(2022年)4月15日までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により法定期限までの申告等が困難な方を対象とした、簡易な方法により申告・納付期限を延長することができる措置(以下、簡易な方法による延長措置)が講じられました。

令和2年分の申告所得税(復興特別所得税も含む。以下同じ。)の確定申告等も延長措置が講じられましたが、こちらは法定期限を一律に延長するものでした。今回は、**法定期限はそのままに、手続を簡略化した個別延長の措置が講じられた**点に留意しましょう。

対象となる年分等

簡易な方法による延長措置は、**令和4年(2022年)1月以降に申告等の法定期限を迎える手続が対象**とされています。

なお、対象外となる令和3年(2021年)12月末以前に法定期限を迎えた手続や、簡易な方法による延長措置経過後である4月16日以降も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により申告等ができない場合には、これまでどおりの延長申請手続を行うことで、延長をすることが可能です。

対象となる税目

簡易な方法による延長措置は、主に次の税目が対象となります。

- 申告所得税
- 贈与税
- 消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)
- 法人税(地方法人税を含む。以下同じ。)
- 源泉所得税
- 相続税

申告・納付期限

対象となる手続について、法定期限の翌日から4月15日までの間に、簡易な方法による延長措置を用いて申告と同時に延長を申し出た場合には、**原則として、申告書の提出日が申告・納付期限**となります。

この場合の“提出日”とは、原則として税務署への到達日ですが、たとえば電子申告や郵送の場合は、以下の日が“提出日”とみなされます。

提出方法	提出日とみなす日
e-Tax(電子申告)	即時通知及び受信通知に表示されている「受付日時」の日
郵便又は信書便	その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(いわゆる消印日付)

仮に申告による納税がある場合には、原則として“提出日”までに納付をしなければなりません。納付が可能となった時点で申告書を提出するとよいでしょう。

簡易な方法の記載例

簡易な方法による延長措置の申出は、たとえば書面提出であれば、申告書右上の余白などに「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載をした上で、提出することで完了します。通常であれば別途添付が必要な申請書が不要である点が、「簡易」といわれる理由です。

書面提出の場合における主な税目ごとの記載例は、次のとおりです。

[申告所得税の確定申告書]

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA 2201

第一表 (令和二)

[贈与税の申告書]

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) FD 4729

第一表 (令和二)

[消費税の確定申告書]

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

GK 0304

第一表 (令和二)

[法人税の確定申告書]

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

別表一 各事業年度の所得に係る申告書

[源泉所得税(所得税徴収高計算書)]

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

第一表 (令和二)

[相続税の確定申告書]

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

売税の申告書 FD 3561

第一表 (平成21)

上記全ての図の参考元：国税庁 HP 「[所得税等の確定申告について] 新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方へ」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0022001-187_04.pdf

上記以外にも、法人税中間(予定)申告書や消費税の中間申告書でも、余白に記載することで簡易な方法による延長措置を適用することが可能です。

法定期限内の申告等が難しい場合には、お早めに弊所へご相談ください。

参考：国税庁 HP 「[所得税等の確定申告について] 新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方へ」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0022001-187_04.pdf ほか

就業規則を変更した場合の届出に係る適切な手続

改正育児・介護休業法が2022年4月より施行されることに伴い、今後、就業規則（育児・介護休業規程）を見直し、労働基準監督署へ届け出ることになるでしょう。ここでは、就業規則を変更した際の手続に関するよくある質問をとり上げます。

就業規則を変更した場合の意見聴取

届出済の就業規則を変更した場合には、労働者の代表の意見を聴き、その意見書を添付した上で、所轄の労働基準監督署へ届出を行う必要があります。

この意見聴取は、就業規則の変更の手続において、“意見を聴く”というプロセスが法令で定められているために行います。そのため労働者の代表には、**意見を聴くことを求めるだけで、変更内容に対して同意を求める必要はありません。**

具体的な手続としては、書面（意見書）に「異議なし」や、「〇〇の変更について改善を望みます」というような意見を書くことを求めることとなります。

たとえ意見書に変更内容等に対する異議が書いてあったとしても、届出においては問題はありません。

ただし、賃金を引き下げるといった従業員にとって不利益な労働条件の取扱いに変更する際は、従業員と会社の個別の合意等、適切な手続が必要となります。

パートタイム就業規則の意見聴取

正社員とパートタイマーの就業規則を別に作成しており、パートタイム就業規則を変更し届出を行う際には、正社員の就業規則と同様に、労働者の代表の意見を聴くことになっています。労働者の代表はパートタイマーである必要はなく、また、パートタイマーの中から選ぶ必要もありません。ただし、パートタイマーの労働者の代表の意見を聴くことが望ましいとされています。

過半数代表者の選出

労働組合がない場合の労働者の代表は、従業員の過半数を代表する次のいずれにも該当する者（以下、過半数代表者）となります。

- ① 労働基準法第41条第2号に規定する監督または管理の地位にある者でないこと
- ② 就業規則の変更の際に、会社から意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施する投票、挙手等の方法によって選出された者であること

過半数代表者を選ぶ際の母数となる従業員数には、管理監督者やパートタイマー等の非正規従業員も含まれます。正社員の過半数ではないことに留意しましょう。

管理監督者が過半数代表者になっているなど、代表者の選出が適切に行われていないケースもあるようです。こうした場合、変更した就業規則が無効であるといったトラブルにつながることも考えられます。過半数代表者の選出は正しく行いましょう。

産業別にみる新卒者の給与データ

4月には新入社員を迎える企業もあることでしょう。ここでは、2022年2月時点の最新調査結果*から、新卒学卒者（以下、新卒者）の給与に関するデータをみていきます。

学歴計の平均は19万円台

上記調査結果から、企業規模10～99人の事業所における新卒者の所定内給与額（2020年6月分）をまとめると、下表のとおりです。

学歴計の産業計をみると、男女ともに19万円台でした。産業別では、男性は金融業、保険業と不動産業、物品賃貸業が、女性は情報通信業が最も高くなりました。

大学卒の平均は20万円超

大学卒の産業計は男女とも21万円を超え、女性の金額が男性を上回りました。産業別では

男女ともに卸売業、小売業が最も高く、どちらも22万円を超えました。また、女性の金額が男性より高い産業が多くなりました。

高校卒は17万～18万円台

高校卒の産業計は男性が18万円台、女性が17万円台でした。産業別では男性が運輸業、郵便業と不動産業、物品賃貸業が、女性は運輸業、郵便業が最も高くなりました。

ここで紹介したのは6月分という比較的初任給に近いデータで、初任給相場の参考にもなるのではないかと思います。

新卒者の所定内給与額（2020年6月分、千円）

	学歴計		大学		高校	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
産業計	197.6	195.6	210.8	214.7	180.2	172.2
建設業	198.1	191.4	213.8	218.2	187.6	179.5
製造業	185.2	184.2	208.8	212.5	171.9	169.8
電気・ガス・熱供給・水道業	198.1	162.0	218.5	-	179.2	162.0
情報通信業	205.6	209.9	206.0	213.1	171.7	170.3
運輸業、郵便業	202.1	193.7	212.3	214.9	191.7	179.9
卸売業、小売業	204.7	202.0	224.5	227.3	177.7	162.5
金融業、保険業	207.8	201.7	212.1	212.8	154.4	163.8
不動産業、物品賃貸業	207.8	198.5	209.7	207.7	191.7	174.8
学術研究、専門・技術サービス業	205.0	197.1	211.9	216.8	179.7	177.7
宿泊業、飲食サービス業	178.2	172.8	183.2	194.3	174.9	163.1
生活関連サービス業、娯楽業	185.9	185.8	195.0	191.1	168.9	175.1
教育、学習支援業	199.2	198.9	208.9	210.0	159.2	169.3
サービス業（他に分類されないもの）	200.3	197.1	214.7	212.1	188.3	178.6

厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」より作成

*厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」

産業別に抽出した約78,000事業所を対象に、2020年6月分の賃金等について同年7月に行われた調査です。有効回答率は70.2%です。所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450091&tstat=000001011429>

情報セキュリティ10大脅威と被害の状況

情報セキュリティに関する事件や事故は、日々さまざまな形で発生しています。ここでは、今年1月に独立行政法人情報処理推進機構（以下、IPA）が発表した「情報セキュリティ10大脅威2022」^{※1}と、企業の実際の被害状況に関する総務省のデータ^{※2}をみていきます。

ランサムウェアが1位に

上記発表は、2021年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける脅威を、組織向けと個人向けに分けてIPAがまとめたものです。そのうち、組織向けの情報セキュリティにおける10大脅威は、表1のとおりです。

【表1】組織向けの情報セキュリティ10大脅威

1位	ランサムウェアによる被害
2位	標的型攻撃による機密情報の窃取
3位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
4位	テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃
5位	内部不正による情報漏えい
6位	脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加
7位	修正プログラムの公開前を狙う攻撃（ゼロデイ攻撃）
8位	ビジネスメール詐欺による金銭被害
9位	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止
10位	不注意による情報漏えい等の被害

IPA「情報セキュリティ10大脅威2022」より作成

1位のランサムウェアによる被害は、感染するとパソコンやサーバ内に保存しているデータが勝手に暗号化され、使用できなくなったり、端末自体が操作不能になったりします。そして、この暗号化などの制限を解除するために身の代金を要求されるのが特徴です。

その他、標的型攻撃やテレワーク等を狙った攻撃も上位になっています。

50%以上が被害に

次に総務省の調査結果から、情報通信ネットワークやインターネットを利用している企業における、セキュリティ侵害の状況をまとめると、表2のとおりです。

【表2】セキュリティ侵害の状況（複数回答、%）

何らかの被害を受けた	53.7
標的型メールが送られてきた	34.3
ウイルスを発見又は感染	34.8
不正アクセス	4.2
スパムメールの中継利用・踏み台	9.7
DoS (DDoS) 攻撃	2.4
ホームページの改ざん	0.5
故意・過失による情報漏えい	0.5
その他の被害	1.1
特に被害はない	45.6

総務省「令和2年通信利用動向調査（企業編）」より作成

何らかの被害を受けた割合は、50%を超えました。被害の内容では、標的型メールが送られてきた、ウイルスを発見又は感染が30%を超えました。

自社に適した対策を

情報セキュリティ対策は、自社の状況に適した対策を講じる必要があります。IPAでは、WEBサイト上で中小企業などに向けたセキュリティ対策情報を提供しています。こうしたサイトなども確認されてはいかがでしょうか。

※1 独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ10大脅威2022」を公開
2022年1月に発表されました。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2022.html>

※2 総務省「令和2年通信利用動向調査（企業編）」
2021年6月に発表された2020年8月末時点の調査結果です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。
https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/pdf/HR202000_002.pdf

【お仕事備忘録】 WORK REMINDER

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からの大型連休に備え、休業日状況の確認を行いましょう。

01 簡易な方法による令和3年分確定申告の申告・納付期限の延長申請

令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な場合は、**2022年4月15日**までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申出することができます。贈与税など申告所得税以外も同じ取扱いです。

02 育児休業等の個別周知・意向確認の義務化

改正育児介護休業法の施行により、**2022年4月**から、妊娠・出産の申出をした従業員に対し、育児休業に関する制度や育児休業給付の仕組みなどについて個別に周知をした上で、休業の取得意向の確認を行うことが義務付けられます。

03 パワーハラスメント防止対策の義務化（中小企業）

2022年4月から、中小企業においてもパワーハラスメントの防止措置が事業主の義務となります。ハラスメントに関する規程の整備や、相談窓口の設置、社員教育などの取組を行うことが求められます。

04 アルコールチェックの義務化

2022年4月以降、改正道路交通法施行規則が順次施行され、安全運転管理者の業務として、運転前後のアルコールチェックの確認、及び記録の保存が義務付けられます。

05 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、**4月1日**現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、**4月15日**までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

06 社会保険料率の変更

2022年度の雇用保険料率は**4月**と**10月**の二段階で変更されます。**4～9月**の料率については、労働者負担分は据え置きですが、事業主負担分が引き上げとなります。**10～翌3月**については労働者負担分、事業主負担分ともに引き上げとなります。**2022年度**の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、**3月分（4月納付分）**からの適用となります。

07 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から**3年間**は必ず保存しておくことになっています。

取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。

日	曜日	六曜	項目
1	金	先負	
2	土	仏滅	
3	日	大安	
4	月	赤口	
5	火	先勝	清明
6	水	友引	
7	木	先負	
8	金	仏滅	
9	土	大安	
10	日	赤口	
11	月	先勝	●源泉所得税・復興所得税・住民税特別徴収分の納付(3月分)
12	火	友引	
13	水	先負	
14	木	仏滅	
15	金	大安	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 ●簡易な方法による申告・納付期限延長の申出最終日
16	土	赤口	
17	日	先勝	
18	月	友引	
19	火	先負	
20	水	仏滅	穀雨
21	木	大安	●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日(原則・口座振替の場合)
22	金	赤口	
23	土	先勝	
24	日	友引	
25	月	先負	
26	火	仏滅	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日(原則・口座振替の場合)
27	水	大安	
28	木	赤口	
29	金	先勝	昭和の日
30	土	友引	●固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払(3月分)(5月2日期限) ●労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の1月~3月の労災事故について報告)(5月2日期限)